

とができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
留 辺 薬	中山間地域総合整備（客土、暗きよ、農用地改良保全）	北海道網走支庁
第 2 勝 山	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きよ、土層改良）同	
第 2 温 根 湯	同 〔担い手支援型〕（農道、暗きよ、区画整理、土層改良）同	
津別西部第 2	同 （農業用排水、暗きよ、土層改良）同	
佐 呂 間 西 部	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、農業用排水、暗きよ、土層改良、区画整理）	同
東 豊 似	一般農道整備（過疎基幹）	北海道十勝支庁

北海道告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年 1月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 新十津川町吉沢地区
- 2 幌加内町幌里東地区
- 3 栗沢町小西地区
- 4 奈井江町京極地区

北海道告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 伊達市東閑内町428の3地先・428の3（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を土別市役所及び増毛町役場の掲示場に掲示する。

平成18年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不分明な者
土別市温根別町3798の32所在の森林について所有権を有する 中 智
土別市温根別町3797の3所在の森林について所有権を有する 日 下 猛 文
土別市温根別町6847の1ほか3筆所在の森林について所有権を有する 守 谷 壽 治
- (2) 通 知 の 要 旨
平成17年北海道告示第903号
- (3) 掲 示 場 所
土別市役所
- 2(1) 所在が不分明な者
増毛郡増毛町南永寿町1丁目883の1ほか1筆所在の森林について所有権を有する 飯 島 巍

44,100,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年11月11日付け北海道立紋別病院告示第10号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課

(2) 所在地 北海道紋別市緑町 5 丁目 6 番 8 号